

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（業務）」の申請について
標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統管理事務所が管理する河川管理施設等において災害が発生し、又は発生が予測され、災害対応を行う場合に必要となる測量、地質調査、設計検討等（以下、「業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続きを定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協 定 書 別冊協定書のとおり
- (2) 協定範囲 利根川ダム統管理事務所直轄管理区間
- (3) 本協定で想定している業務の区分は、以下を想定している。
 - 区分1 測量業務
 - 区分2 地質調査業務
 - 区分3 設計検討業務

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者の定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

ただし、2. (3) の区分毎の業種区分は、**区分1**にあつては「測量」、**区分2**にあつては「地質調査業務」、**区分3**にあつては「土木関係建設コンサルタント業務」とする。

- (3) 資料の提出期限日から協定締結までに、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 地理的条件として、本店、支店又は営業所を有すること。

なお、「本店」、「支店又は営業所」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、(1) 入札参加者に要求される資格、3) 地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

- (7) 「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績を有していること。

実績は2. (3) の区分毎に次のとおりとする。

区分1 地形測量、路線測量、LP計測、空中写真撮影等による地形変状の計測及びUAV等による動画等撮影等に関する測量業務等のいずれか

区分2 踏査、ボーリング調査及び各種探査等に関する地質調査業務のいずれか

区分3 ダム関連施設、斜面对策及び道路（管理用）等に関する設計検討業務のいずれか

なお、「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、「入札説明書（共通事項）」4. 指名されるために必要な要件、(2) 参加表明書に関する要件、1) 参加表明書の提出者に対する要件、ア) 業務実績に記載のとおりとする。

また、「入札説明書（共通事項）」の、4. 指名されるために必要な要件、(2) 参加表明書に関する要件、1) 参加表明書の提出者に対する要件、ア) 業務実績の a) ~d) に記載の業務は実績として認めない。

- (8) 平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、2. (3) の区分毎の業種区分の平均業務成績が60点以上であること。
- (9) 本協定に係わる講習会を開催する場合は参加できること。

4. 協定期間

協定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 様式－業務 1
- (2) 調査票 様式－業務 2 (測量)、様式－業務 2 (地質)、様式－業務 2 (設計)
(2. (3) の区分毎に対応する様式を使用すること)
※調査票は令和 3 年 2 月 3 日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

(1) 受付期間

令和 3 年 2 月 4 日（木）から令和 3 年 2 月 26 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。

(2) 受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）
TEL 027-251-2022

(3) 提出部数

1 部（A4 サイズ）

7. 審査基準

- 2. (3) の区分毎に別紙－業務 1 おける評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（業務）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和 3 年 3 月 12 日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX 及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和 3 年 3 月 15 日（月）から令和 3 年 3 月 19 日（金）までの 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。

(2) 提出場所

6. (2) の受付場所と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和 3 年 3 月 24 日（水）までに書面により回答する。

10. その他

- (1) 申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」
- (3) 提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。
- (4) 提出された調査票は、返却しない。
- (5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。
- (6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び技術者の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者の人数

・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③藪原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

電話：0278-54-8012

④八ッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

電話：0279-83-2560

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否	下記資格等を有している技術者の有無 ①測量士	資格等の保有者がいない場合	様式－業務 2（測量）
平成22年度以降における元請けとして履行した実績	「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績の有無（※1） ・地形測量、路線測量、LP計測、空中写真撮影等による地形変状の計測及びUAV等による動画等撮影等に関する測量業務等のいずれか	実績が無い場合	様式－業務 2（測量）
過去 2 年間の業務成績評定点の平均点	平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、業務区分「測量」の平均業務成績	2年連続で60点未満	—
本店、支店又は営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること（※2）	所在していない場合	様式－業務 2（測量）

※1 「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、（2）参加表明書に関する要件、1）参加表明書の提出者に対する要件、ア）業務実績に記載のとおりとする。

※2 「本店」、「支店又は営業所」とは、「入札説明書（共通事項）」の4. 指名されるために必要な要件、（1）入札参加者に要求される資格、3）地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は応用理学部門（地質）関連科目） ②技術士（建設部門、又は応用理学部門（地質）） ③国土交通省登録技術者資格 ④RCCM（上記③を除く） ⑤土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記③を除く）</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－業務 2（地質）
平成22年度以降における元請けとして履行した実績	<p>「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績の有無（※1）</p> <p>・踏査、ボーリング調査及び各種探査等に関する地質調査業務のいずれか</p>	実績が無い場合	様式－業務 2（地質）
過去2年間の業務成績評定点の平均点	平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、業務区分「地質調査業務」の平均業務成績	2年連続で60点未満	－
本店、支店又は営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること（※2）	所在していない場合	様式－業務 2（地質）

※1 「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、（2）参加表明書に関する要件、1）参加表明書の提出者に対する要件、ア）業務実績に記載のとおりとする。

※2 「本店」、「支店又は営業所」とは、「入札説明書（共通事項）」の4. 指名されるために必要な要件、（1）入札参加者に要求される資格、3）地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③国土交通省登録技術者資格 ④RCCM（上記③を除く） ⑤土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級）（上記③を除く）</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－業務 2（設計）
平成22年度以降における元請けとして履行した実績	<p>「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績の有無（※1）</p> <p>・ダム関連施設、斜面对策及び道路（管理用）等に関する設計検討業務のいずれか</p>	実績が無い場合	様式－業務 2（設計）
過去2年間の業務成績評定点の平均点	平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、業務区分「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績	2年連続で60点未満	—
本店、支店又は営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること（※2）	所在していない場合	様式－業務 2（設計）

※1 「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、（2）参加表明書に関する要件、1）参加表明書の提出者に対する要件、ア）業務実績に記載のとおりとする。

※2 「本店」、「支店又は営業所」とは、「入札説明書（共通事項）」の4. 指名されるために必要な要件、（1）入札参加者に要求される資格、3）地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定書（案）

（業務）

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長 小宮 秀樹（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における利根川ダム統合管理事務所管内の災害応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川等」という。）において発生した災害、又は発生が予測され、災害対策を行う場合に必要となる測量、地質調査、設計検討等（以下、「業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続きを定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協定の適用区分）

第2条 協定が適用される区分は、（※）に関する業務等とする。

（※）には、測量業務、地質調査業務、設計検討業務のいずれかを記載

（業務の対象範囲）

第3条 業務の対象範囲は利根川ダム統合管理事務所直轄管理区間とその付近とする。

（業務の内容等）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する内容は、（※）とし、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動要請するものとする。

（※）には、区分が「測量業務」の場合は「地形測量、路線測量、LP計測、空中写真撮影等による地形変状の計測及びUAV等による動画等撮影等に関する測量業務等」、「地質調査業務」の場合は「踏査、ボーリング調査及び各種探査等に関する地質調査業務」、「設計検討業務」の場合は「ダム関連施設、斜面対策及び道路（管理用）等に関する設計検討業務」を記載。

2 乙は要請を受けた場合は、速やかに責任者を定めるものとする。

3 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲または業務担当課長（以下「担当課長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙または第4条第2項で定めた責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに担当課長へその旨の報告をするものとする。

（業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始日、作業終了日及び使を速やかに担当課長へ報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第4条第1項により乙に協力要請をしたときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の特例）

第9条 甲が特に必要として第3条に規定する以外の範囲について協力を要請するときは、乙に協議するものとする。

（費用の請求）

第10条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第11条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（被害の負担）

第12条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

（講習会への参加）

第13条 乙は、甲が主催する本協定に係わる講習会等に、甲からの要請があつ

た場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第17条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

2 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、(※)登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(※)には、区分が「測量業務」の場合は「測量」、「地質調査業務」の場合は「地質調査業務」、「設計検討業務」の場合は「土木関係建設コンサルタント業務」を記載。

(雑 則)

第18条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和3年3月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統管理事務所長 小宮 秀樹

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

様式－業務1

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹 様

住 所 〒 〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町
〇〇番〇〇号

代表者 〇〇〇〇設計株式会社
代表取締役社長

〇 〇 〇 〇 印

「災害時における河川等災害復旧業務に関する協定（業務）」に参加したく申請します。

【 区 分 】 ①測量業務 ②地質調査業務 ③設計検討業務

なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 〇 〇 〇 〇

部 署 本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） （内線〇〇〇）

2. 添付書類 ※必要に応じて加除する事

・様式－業務2（〇〇）

・TECRISの写し

様式－業務2（測量）

河川等災害応急復旧業務に関する調査票

会社名： ○○○○設計株式会社

令和 3年 2月 3日現在

1. 協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否

所有資格	人数	備考
① 測量士	人	

2. 平成22年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして受注した実績

業務名	履行期間	発注機関名
	自	
	至	

※ 実績は、最新のを記載すること。

テクリスの写しを添付すること。ただし、テクリスの記載内容で実績が不明な場合については、業務の実施内容がわかるもの（仕様書等）を添付する。

3. 本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在

区分	名称	所在地

※ 区分は、本店、支店又は営業所を別を記載する

所在地は、地番名まで記載すること

関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）の5. 参加表明書の提出等（2）添付資料に記載の資料を添付すること。

様式－業務2（地質）

河川等災害応急復旧業務に関する調査票

会社名： ○○○○設計株式会社

令和 3年 2月 3日現在

1. 協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否

所有資格	人数	備考
① 技術士（総合技術管理部門）	人	
② 技術士（建設部門）	人	
③ 国土交通省登録技術者資格	人	
④ RCCM	人	
⑤ 土木学会認定土木技術者	人	
合計	人	

※ 複数の資格を所有している場合は、どれか1つの資格に計上する。

2. 平成22年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして受注した実績

業務名	履行期間	発注機関名
	自	
	至	

※ 実績は、最新のものを記載すること。

テクリスの写しを添付すること。ただし、テクリスの記載内容で実績が不明な場合については、業務の実施内容がわかるもの（仕様書等）を添付する。

3. 本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在

区分	名称	所在地

※ 区分は、本店、支店又は営業所を別を記載する

所在地は、地番名まで記載すること

関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）の5. 参加表明書の提出等（2）添付資料に記載の資料を添付すること。

様式－業務2（設計）

河川等災害応急復旧業務に関する調査票

会社名： ○○○○設計株式会社

令和 3年 2月 3日現在

1. 協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否

所有資格	人数	備考
① 技術士（総合技術管理部門）	人	
② 技術士（建設部門）	人	
③ 国土交通省登録技術者資格	人	
④ RCCM	人	
⑤ 土木学会認定土木技術者	人	
合計	人	

※ 複数の資格を所有している場合は、どれか1つの資格に計上する。

2. 平成22年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして受注した実績

業務名	履行期間	発注機関名
	自	
	至	

※ 実績は、最新のものを記載すること。

テクリスの写しを添付すること。ただし、テクリスの記載内容で実績が不明な場合については、業務の実施内容がわかるもの（仕様書等）を添付する。

3. 本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在

区分	名称	所在地

※ 区分は、本店、支店又は営業所を別を記載する

所在地は、地番名まで記載すること

関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）の5. 参加表明書の提出等（2）添付資料に記載の資料を添付すること。